

# 書類作成上の注意【建設工事】

★提出書類には鉛筆や消えるボールペンを使用しないでください。

## 1 業者登録受付システムから出力した「業者登録カード」

※建設工事の入札参加資格審査申し込みをされる場合は、業者登録受付システムへの入力が必要となります。

### 【業者登録受付システム入力時の注意事項】

- ・過去に業者番号を取得している業者も、「新規」を選択し、入力してください。
- ・業者情報入力は必ず確定させてください。仮登録のままですと受付処理が出来ません。
- ・システムは令和5年（2023年）11月1日から入力可能となりますが、受付は12月1日以降の消印が有効になります。申請日の入力は郵送される予定日を入力してください。

### 【各入力項目の注意事項について】

#### (1) 本店情報

- ・商号又は名称  
株式会社等の組織名は、略号（株）、（有）、（一財）等で記入し、組織名のフリガナ（か）等は省略し、商号又は名称のフリガナから入力してください。
- ・所在地  
建設業許可を受けている本店所在地を都道府県名から記入してください。

#### (2) 委任先情報

- ・契約手続き等を営業所の代表者に委任する場合に入力してください。
- ・提出する委任状と同様の内容であるか確認してください。

#### (3) 経営規模等評価

- ・最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の内容を正確に記入してください。

#### (4) 所在区分

- ・豊中市内に本店を有する事業者は市内を選択してください。

#### (5) 登録を希望する工事

- ・申込業種は、別紙の「建設工事申込業種表」にある「豊中市申込業種」から希望の順に5業種まで希望することが出来ます。希望順位が入札の参加条件になる場合があります。
- ・建設業許可のない業種、経営事項審査を受けていない業種又は総合評定値（P点）の通知を受けていない業種は、申込みできません。
- ・最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の内容を正確に記入してください。
- ・技術者数においても、経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書に記載された人数をそのまま記入してください。
- ・同一の建設工事の種類において、複数業種を希望した場合についても、技術者数は案分せず、最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書に記載された人数をそのまま入力してください。

（例：1位土木工事 2位管更生工事を希望した場合、両業種とも土木一式の数字を入力する。）

## 2 電子入札システム利用者登録用ユーザパスワード届（電子入札用パスワード届）

豊中市電子入札システムにユーザー登録（カード登録）する際に利用するパスワードです。

## 2 業者登録受付システムパスワード届

豊中市業者登録受付システムにて「更新」入力をする際に必要となるパスワードです。

- ・現在設定しているパスワードと同じパスワードを使用する場合は届出を提出する必要はありません。
- ・新規の事業者は、今回の入札参加申込手続きにパスワード届を同封していただくと、登録時にパスワードを設定します。（登録日は令和6年（2024年）4月1日になります。）
- ・現在入札参加資格を有している業者で、設定したパスワードが不明となった場合や、変更を希望する場合は、この手続き書類とは別に契約検査課までパスワード届を提出してください。
- ・「測量及び建設コンサルタント」の区分にも登録する場合は、両方の区分にて手続きが必要です

## 3 債権者登録申込書

- (1) 新規に登録する事業者のみ提出してください。
- (2) 豊中市と豊中市伊丹市クリーンランドの債権者登録は共通です。  
【問合せ先】会計課出納係(06) 6858-2472
- (3) 豊中市上下水道局、市立豊中病院は、それぞれ別の債権者登録となります。  
【問合せ先】上下水道局(06) 6858-2921、市立豊中病院(06) 6843-0101

## 4 郵送書類チェックリスト（様式1）

※【個人】用と【法人】用があります。作成する前に必ず確認してください。

- (1) 業者番号（下5桁）
  - ・業者番号がわかる場合は枠内に記入してください。新規登録や、不明の場合は空白で結構です。
- (2) 申込み区分
  - ・新規登録は新規、過去に申請したことがある場合は更新にチェックをつけてください。
- (3) 他区分申込み
  - ・他区分に申込みを行う場合は該当区分にチェックをつけてください。
- (4) 申込者の商号又は名称
  - ・申込書の商号又は名称を記入してください。申込手続きを行政書士事務所に委任している場合は、行政書士事務所名を記入しないよう、ご注意ください。
- (5) 本手続きに関する事務担当者
  - ・申込書類の内容について問合せが可能な、担当者の部署名、氏名、電話番号を記入してください。なお、申込手続きを行政書士事務所等に委任している場合でも、必ず申込者の直接の担当者を記載してください。
- (6) 業者チェック欄
  - ・送付漏れがないよう、同封する書類について、必ず口の中にチェック（し）を入れてください。

## 5 入札参加資格審査申込書（建設工事）（工事様式2）

### (1) 申込日

- ・ 申込書を郵送する日付を記載してください。

### (2) 申込者（法人・個人の代表者）

- ・ 主な納税先：該当箇所にチェックしてください。
- ・ 所在地：建設業許可を受けている本店所在地を都道府県名から記入してください。なお、建設業許可を受けている本店所在地が登記上と違う場合は、許可上の所在地を記入した上に（）書で登記上の本店所在地を記載してください。

【例】（登記上の本店所在地：大阪府〇〇市〇〇-〇〇-〇〇）

- ・ 商号又は名称：本店の名称を記載してください。
- ・ 代表者職氏名：代表者職を記載したあと、代表者名を記載してください。  
【法人例】：代表取締役 豊中 太郎 【個人例】：代表者 豊中 太郎

※印鑑証明を添付する実印を必ず押印してください。

### (3) 契約手続きを代表して行う者

- ・ 契約手続きを代表して行う者（契約書や、見積書等の代表者）が申込者か、委任状を提出し、受任者が行うのか該当箇所にチェックし、委任状を提出する場合は、受任者の所在地等を記載してください（委任状の内容と一致するようにしてください）。

※ 契約書等に記載する代表者はこちらで届出したとおり記載してください。

### (4) 使用印鑑

- ・ 契約書等に押印する使用印を押印してください。使用印鑑は実印である必要はありません。また、代表者印は必須ですが、社印（角印）を併せて押印するかは任意になります。

※ 契約書等にはこちらで押印した使用印を押印してください。

## 6 印鑑証明書

(1) 申込日から3ヶ月以内に発行されたものに限りです。

(2) コピーで提出の場合、印影が明確に判読できるもの、拡大・縮小コピーしていないものに限りです。

## 7 委任状（工事様式3）

(1) 契約等の手続きを本店以外の営業所に委任する場合は、必ず委任状を提出して下さい。

(2) 受任者の使用印鑑は、入札参加資格審査申込書の使用印鑑欄にも押印してください。社印（角印）の取り扱いも同様です。

(3) 委任期間は、令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までです。

## 8 商業登記簿謄本（登記事項証明書）

(1) **法人の場合**は、商業登記簿謄本（登記事項証明書）を提出してください。

(2) 申込日から3ヶ月以内に発行されたものに限りです。

(3) コピーで提出する場合は、明確に判読できるものに限りです。

8 代表者の住民票抄本 ※マイナンバーが記載されていないもの

- (1) **個人の場合**は、市区町村が発行する代表者の住民票を提出してください。
- (2) 申込日から3ヶ月以内に発行されたものに限りです。
- (3) コピーで提出する場合は、明確に判読できるものに限りです。

#### 8 代表者の身分証明書

- (1) **個人の場合**は、本籍地の市区町村が発行する代表者の身分証明書（後見、破産ともに記載されているもの）を提出してください。（代表者が外国籍の場合は、不要）
- (2) 申込日から3ヶ月以内に発行されたものに限りです。
- (3) コピーで提出する場合は、明確に判読できるものに限りです。

#### 8 代表者の登記されていないことの証明書

- (1) **個人の場合**は、東京法務局が発行する代表者の「登記されていないことの証明書」を提出してください。申請は東京法務局に郵送するか、法務局・地方法務局本局の窓口で手続きができます。
- (2) 申込日から3ヶ月以内に発行されたものに限りです。
- (3) コピーで提出する場合は、明確に判読できるものに限りです。
- (4) 申請書の記入上の注意点
  - ・「証明事項」欄の、「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」の事項にチェックしてください。
- (5) 「登記されていないことの証明書」の発行については、東京法務局または所轄の法務局のホームページ等にて確認してください。

#### 9 法人税・消費税の納税証明書

- (1) **法人の場合**は、税務署発行の「法人税と消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことを証明する、納税証明書（その3の3）を提出してください。
- (2) 申込日から3ヶ月以内に発行されたものに限りです。
- (3) コピーで提出する場合は、明確に判読できるものに限りです。
- (4) 納税又は徴収を猶予されており、納税証明書（その3の3）の提出ができない場合には、納税証明書（その1）を提出してください。内容に疑義が生じた場合は、個別にお問い合わせさせていただく場合があります。

#### 9 所得税・消費税の納税証明書

- (1) **個人の場合**は、税務署発行の代表者の「申告所得税と消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことを証明する、納税証明書（その3の2）を提出してください。
- (2) 申込日から3ヶ月以内に発行されたものに限りです。
- (3) コピーで提出する場合は、明確に判読できるものに限りです。
- (4) 納税又は徴収を猶予されており、納税証明書（その3の2）の提出ができない場合には、納税証明書（その1）を提出してください。内容に疑義が生じた場合は、個別にお問い合わせさせていただく場合があります。

#### 10 市税に未納の税額がない証明書（豊中市に本店を有する事業者）

- (1) 豊中市に本店所在地を有する事業者は、豊中市が発行する未納の税額がない証明書を添付してください。
- (2) 市税を口座振替等にて納付している場合や、直近（10日程前）に納付した場合は、市において、入金確認が出来ないことがあるため、証明書申請時に市税を納付したことがわかるもの（口座振替されたことが確認出来る預貯金通帳等）を窓口にお持ちいただき申請手続きしてください。
- (3) 申込日から3ヶ月以内に発行されたものに限りです。
- (4) コピーで提出する場合は、明確に判読できるものに限りです。

#### 10 市区町村税に未納の税額の無い旨の誓約書兼承諾書（豊中市に本店を有しない事業者）

- (1) 豊中市に本店所在地を有しない事業者は、「市区町村税に未納の税額の無い旨の誓約書兼承諾書」を作成し、提出してください。
- (2) 「物品・業務委託等」「測量及び建設コンサルタント業務」にも申込みされる事業者は、それぞれ作成してください。

#### 11 工事経歴書（工事様式4）

- (1) 様式は、類似の別様式でもかまいません。
- (2) 直前2年間の主な工事について記入してください。
- (3) 登録を希望する建設業の種類ごとに作成してください。
- (4) 下請工事については、「注文者」の欄に直接注文した元請業者名を記入し、「工事名」の欄に下請工事名を記入してください。
- (5) 「請負代金の額」は、消費税込みの金額を記入してください。
- (6) 共同企業体（JV）として行った工事については、「元請又は下請の別」の欄に、（JV）と付記してください。なお、この場合の「請負代金の額」は出資比率に応じた額を記入してください。
- (7) 工事施工実績をCORINS（コリンズ・（一財）日本建設情報総合センターの工事実績情報システム）に登録している場合は、豊中市がCORINSにて実績を確認出来るため、記載を省略することができます。CORINS登録した工事を省略する場合は、様式に「CORINS登録工事〇件あり」と記載してください。

#### 12 技術職員名簿（工事様式5）

- (1) 様式は、類似の別様式でもかまいません。
- (2) 技術者が50名以上いる業者は、50名までで結構です。
- (3) 建設業に従事している技術者（常時雇用している正社員のみ）を記入してください。
- (4) 建設工事種別ごとに作成してください。
- (5) 「最終学校」の欄は、国家資格を有する技術者の場合は記入の必要はありませんが、実務経験による技術者（国家資格を有しない実務経験が10年未満の技術者）の場合は必ず記入してください。「学校の種類」の欄は大学、高校等の別を記入してください（学校名は不要です）。専攻学科も記入してください。
- (6) 「取得資格」の欄は、建設工事種別の主任技術者等として従事することできる資格を記入してください。

#### 13 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書

提出する総合評定値通知書は次の条件をみたす必要があります。

- (1) 申込日時点で最新であること。
- (2) 申込日時点で有効であること。
- (3) 既に受審した経営事項審査において、「その他の審査項目（社会性等）」にある「雇用保険」及び「健康保険及び厚生年金保険」のどちらの保険の加入の有無についても「有」又は「除外」であること。

※ 「雇用保険」及び「健康保険及び厚生年金保険」については、加入義務があるのに、加入されていない業者は申込されても受付できません。

※ 経営事項審査を受けた時点では加入していなかったが、申請日現在加入しており、登録を希望する業者については、個別にお問い合わせください。

#### 14 市内事業者の認定に係る誓約書・実態報告書・所在地等調書（工事様式6～11）

豊中市内に本店を有する事業者は工事様式6～11を全て作成し、提出してください。

提出されない場合は、市内業者として登録できません。

また、内容に疑義が生じた場合は、現地調査などを行い、内容に虚偽が認められた場合は、入札参加資格の不認定又は取消しを行う場合があります。また、建設業法に基づく営業停止措置が行われる可能性があります。

※豊中市では、市内業者の育成の観点から市内業者で履行が可能であり、参加業者数においても市内業者のみで競争性を確保できる案件については、市内業者を対象に入札事務を実施しています。このことから、豊中市内において建設業法に基づく事業所が適切に運営されているかをより厳格に把握するため、事務所等実態報告書の提出を求めています。